

国立大学法人東京芸術大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国の指定職俸給表の適用される職員に準じて算定される期末特別手当の基礎金額に、文部科学省国立大学法人評価委員の本学に対する事業評価等の結果を勘案し、加算することができる旨、本学役員報酬規則において定めている。平成18年度においては、役員の協議により検討した結果、特段の加算をしないことと決定された。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

役員報酬規則の改正に伴い、平成18年4月1日に俸給表の改定(改定率△6.7%)、地域手当の新設(調整手当の廃止)、期末特別手当の支給率改定(改定率5%(12月期のみ))及び俸給の切替えに伴う経過措置(新旧俸給表の差額を支給)を行った。

理事

役員報酬規則の改正に伴い、平成18年4月1日に俸給表の改定(改定率△6.7%)、地域手当の新設(調整手当の廃止)、期末特別手当の支給率改定(改定率5%(12月期のみ))及び俸給の切替えに伴う経過措置(新旧俸給表の差額を支給)を行った。

理事(非常勤)

監事

役員報酬規則の改正に伴い、平成18年4月1日に俸給表の改定(改定率△6.7%)、地域手当の新設(調整手当の廃止)、期末特別手当の支給率改定(改定率5%(12月期のみ))及び俸給の切替えに伴う経過措置(新旧俸給表の差額を支給)を行った。

監事(非常勤)

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任
法人の長	千円 20,179	千円 12,780	千円 5,687	千円 1,534 (地域手当) 178 (通勤手当)		
理事 (3 人)	千円 46,343	千円 29,220	千円 13,136	千円 3506 (地域手当) 481 (通勤手当)	1月15日1名	1月13日1名
理事 (非常勤) (1 人)	千円 2,400	千円 2,400	千円	()		
監事 (0 人)	千円	千円	千円	千円 ()		
監事 (非常勤) (2 人)	千円 3,240	千円 3,240	千円	千円 ()		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況 (平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年	月			該当者なし
理事	千円	年	月			該当者なし
監事	千円	年	月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費等の必要額を見通した財政計画を策定し、併せて組織の合理化、簡素化等を図り、人件費の抑制に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費抑制を加味して給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

能率、勤務成績に応じて昇給幅の増減、昇格、勤勉手当（賞与）の支給割合の増減を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じ、支給基礎金額に下記の率を掛けて得られた額を支給する。 良好 (0.71) 優秀 (0.785) 特に優秀 (0.86)
昇給	原則1月1日に4号俸（教育職俸給表（一）適用者のうち5級以上であるものについては3号俸）を標準として、勤務成績に応じて昇給幅を決定する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・下記のとおり俸給月額を引き下げを行った。
一般職（一）：△4.8% 教育職（一）：△5.5% 教育職（二）：△4.9%
- ・級の統合・新設を行った（号俸の4分割、一般職（一）1級・2級及び4級・5級の統合、一般職（一）10級の新設、教育職（一）6級の新設）。
- ・枠外号俸を廃止した。
- ・号俸の4分割に対応して、義務教育等教員特別手当を改定した。
- ・大学院調整額を改定した（経過措置として新旧調整基本額の差額を支給することとした）。
- ・医系教員の初任給調整手当を改定した（最高50,200円→50,000円）。
- ・下記のとおり地域手当を新設した（調整手当を廃止した）。
東京特別区（12%） 取手市（2%） 横浜市（11%） 奈良市（4%）
- ・原則1月1日に4号俸（教育職俸給表（一）適用者のうち5級以上であるものについては3号俸）を標準として、勤務成績に応じて昇給幅を決定することとした。
- ・55歳に達する年度の翌年度以降は昇給停止とした。
- ・俸給の切替えに伴う経過措置として新旧俸給表の差額を支給することとした。
- ・俸給の切替えに伴う経過措置として平成18年度から21年度までの間、昇給幅を1号俸抑制することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 269	歳 50.2	千円 8,866	千円 6,382	千円 186	千円 2,484
事務・技術	人 91	歳 43.7	千円 6,537	千円 4,796	千円 181	千円 1,741
教育職種 (大学教員)	人 169	歳 53.9	千円 10,164	千円 7,261	千円 189	千円 2,903
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (附属高校教員)	人 9	歳 46.2	千円 8,053	千円 5,928	千円 181	千円 2,125

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

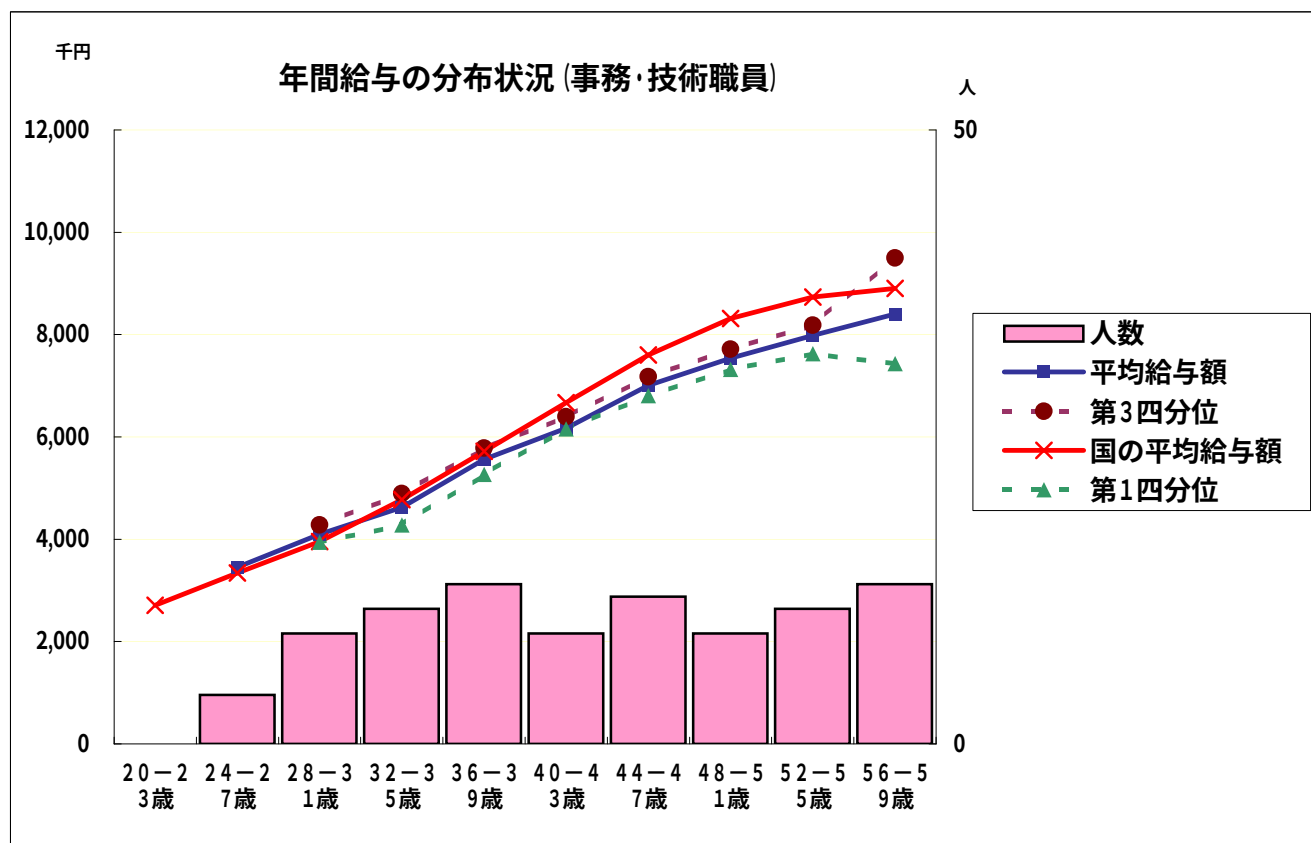
任期付職員	人 3	歳 61.8	千円 11,721	千円 8,254	千円 69	千円 3,467
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師等)	人 3	歳 61.8	千円 11,721	千円 8,254	千円 69	千円 3,467

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	38.9	3,257	2,409	182	848
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	38.9	3,257	2,409	182	848
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						

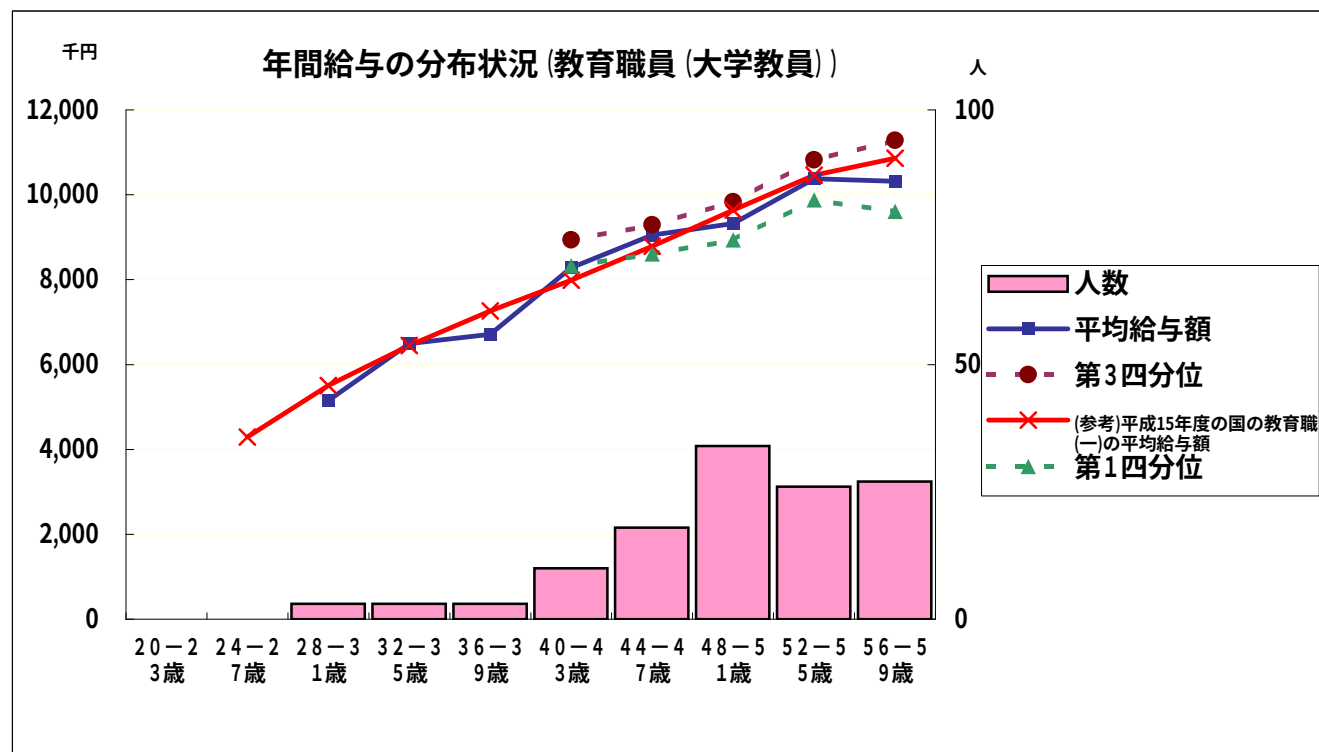
注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注: 24-27歳の年齢階層については該当者が4人以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない

注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。



注: 28-31歳、32-35歳、36-39歳の年齢階層については該当者が4人以下であるため、第1・第3分位折れ線を表示していない

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
課長	12	55.8	8,082	8,964	9,551
課長補佐	11	52.5	7,507	7,835	8,058
係長	39	45.1	6,131	6,557	7,156
主任	8	38.6	4,689	5,113	5,215
係員	21	31.3	3,730	4,192	4,564

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	95	59.3	10,218	11,031	11,573
准教授	61	48.2	8,641	9,103	9,587
助教	13	41.0	5,591	6,341	7,112

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		事務局長	事務局長	事務局長	部長	課長 事務長・参事役
人員 (割合)	91 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	6 (6.6 %)
年齢(最高～最低)						59～52
所定内給与年額(最高～最低)						7,195 ～ 6,635
年間給与額(最高～最低)						9,735 ～ 9,122

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長 事務長・参事役	課長補佐・事務長補佐 専門員	係長 専門職員	主任	係員
人員 (割合)		7 (7.7 %)	13 (14.3 %)	38 (41.8 %)	19 (20.9 %)	8 (8.8 %)
年齢(最高～最低)		58～52	59～48	59～36	40～29	30～25
所定内給与年額(最高～最低)		6,635 ～ 5,758	5,858 ～ 5,262	5,413 ～ 3,643	3,967 ～ 2,871	3,231 ～ 2,299
年間給与額(最高～最低)		9,056 ～ 8,028	8,182 ～ 7,319	7,441 ～ 5,018	5,398 ～ 3,941	4,277 ～ 3,141

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	講師	助教	助手 教務職員
人員 (割合)	169人	0人 (0.0 %)	89人 (52.7 %)	67人 (39.6 %)	0人 (0.0 %)	13人 (7.7 %)	0人 (0.0 %)
年齢(最高 ～最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
			66～44	57～35		57～30	
所定内給与年額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			10,489 ～ 6,516	7,720 ～ 5,356		5,465 ～ 3,619	
年間給与額(最高～最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			14,863 ～ 9,252	10,663 ～ 7,395		7,532 ～ 4,935	

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 66.6	% 69.7	% 68.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.4	% 30.3	% 31.8
	最高～最低	% 35.3～32.2	% 32.3～29.1	% 32.7～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.1	% 69.3	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.9	% 30.7	% 32.2
	最高～最低	% 38.1～31.7	% 32.9～28.9	% 34.4～30.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.7	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.3	% 33.8
	最高～最低	% 42.8～32.5	% 39.0～29.7	% 40.8～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.3	% 67.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.7	% 32.1
	最高～最低	% 38.1～32.0	% 35.0～29.2	% 34.4～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準（年額）の比較指標（事務・技術職員／教育職員（大学教員））

（事務・技術職員）

対国家公務員（行政職（一））

94.3

対他の国立大学法人等（事務・技術職員）

108.4

（教育職員（大学教員））

対他の国立大学法人等（教育職員（大学教員））

97.7

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

教育職員（大学教員）と国家公務員（平成15年度の教育職（一））
との給与水準（年額）の比較指標

98.1

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,896,071	千円 2,922,751	千円 △ 26,680	(%) -(0.9)	千円 △ 26,679	(%) -(0.9)
退職手当支給額 (B)	千円 451,370	千円 332,737	千円 118,633	(%) (35.7)	千円 217,230	(%) (92.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,649,621	千円 1,582,710	千円 66,911	(%) (4.2)	千円 139,209	(%) (9.2)
福利厚生費 (D)	千円 406,433	千円 400,032	千円 6,401	(%) (1.6)	千円 24,228	(%) (6.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,403,495	千円 5,238,230	千円 165,265	(%) (3.2)	千円 353,988	(%) (7.0)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」	
対前年度比	△26,680千円
承継職員の給与の減	△26,680千円
・「最広義人件費」	
対前年度比	165,266千円
承継職員の給与の減	△26,680千円
定年退職者の増加による退職手当支給額の増	118,633千円
H17年度新設の映像研究科教員等の給与	44,059千円
外国人教師の人数増による給与額・退職手当増	9,293千円
非常勤役員報酬の増	740千円
非常勤教員給与の減	△10,917千円
非常勤職員給与の減	△2,132千円
受託研究費等による雇用者の増	25,868千円
福利厚生費の増	6,402千円
・行革推進法、「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)による人件費削減の取組状況	
①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項	
「行政改革の重要方針」(17.12.24閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。	
②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針	
総人件費改革の実行計画を踏まえ、常勤役員報酬及び承継職員給与について、平成17年度の人件費予算相当額をベースとして、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。	
国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員の給与水準を考慮しつつ、人件費の抑制を図る。	
③人件費削減の取組の進ちょく状況	
・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	2,922,751千円
・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	2,896,071千円
・当年度までの人件費削減率	△0.9%
・平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	2,896,071千円
・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」	2,987,842千円
・人件費の削減率(対人件費予算相当額)	△3.1%

IV 法人が必要と認める事項

特になし